

令和7年第5回教育委員会議事録

令和7年3月3日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和7年3月3日(月)午後2時00分～午後2時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 前田 小百合

委員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 松尾 了
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

学校整備・支援担当部長 高山 靖 庶務課長 渡邊 秀則
学校ICT担当課長

学務課長 森 令子 特別支援教育課長 河合 義人
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 中曾根 聡 学校整備課長 安川 卓弘

学校整備担当課長 鈴木 伸建 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター 古林 香苗 済美教育センター 加藤 則之
所 長 統括指導主事

済美教育センター 清水 里恵 済美教育センター 半野田 聡
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 池田 佳世 担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第25号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

議案第26号 杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

目次

議案

議案第25号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則・・・4

議案第26号 杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

教育長 定刻になりましたので、ただいまから、令和7年第5回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に前田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案2件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第25号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」を上程します。私からご説明いたします。

区は「杉並区区立施設再編整備計画」に基づき、築55年を超えて老朽化が進んでいる高円寺図書館を整備の上、移転することとし、「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」を令和6年3月に公布したところでございます。条例の施行期日でございますが、令和6年8月に公布いたしました「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を決める規則」におきまして、移転後の高円寺図書館の開館時期である令和7年4月1日としたところでございます。そして、併設するコミュニティふらっと高円寺南との複合化によるメリットを生かし、当該施設の利用の拡大や利用者の利便性を図ること等を目的とし、このたびの移転後の高円寺図書館の開館に合わせて、開館時間を変更することとしたことから、この規則を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付しております「新旧対照表」をご覧ください。第4条の「開館時間等」の規定におきまして、第1号においては高円寺図書館の平日の開館時間を移転前の午後8時から午後9時に、第2号においては休日の開館時間を午後5時から午後9時に、それぞれ改めるものでございます。最後に、附則でございます。議案を1ページお戻りください。施行期日を、移転後の高円寺図書館の開館時期と合わせまして、令和7年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決を

お願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第25号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第25号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 つづきまして、日程第2、議案第26号「杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程します。引き続き私からご説明いたします。

区では、区民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法に基づき、郷土博物館を大宮一丁目に、分館を天沼三丁目に設置してございます。開館時間や休館日など、郷土博物館の運営に必要な事項につきましては、この規則において定めているところでございますが、休館日に関する規定を整備する必要があることから、規則を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付しております「新旧対照表」をご覧ください。第3条の「休館日」の規定のうち、第1号において定例休館日を毎週月曜日、改正後の第4号において館内整理日を毎月第3木曜日としてございますが、その日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日を定例休館日又は館内整理日とするほか、規定を整備してございます。議案を最初のページから1ページお進みいただきますと、附則がございました。施行期日を公布の日とし、本日の施行を予定してございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第26号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第26号につきましては、原案の

とおりの可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会については、3月26日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。